

《令和8年度版》

市民税 県民税のあらまし

和歌山県PRキャラクター「ぎいちゃん」



岩出市イメージキャラクター「いっちゃん」

令和8年度の市県民税は前年中(令和7年1月～令和7年12月)の所得を基に計算しています。

〒649-6292 和歌山県岩出市西野209番地

岩出市役所

総務部 税務課 市民税係

TEL (0736) 62-2141 (内線141～144)

FAX (0736) 63-0075

<https://www.city.iwade.lg.jp/>



市民税・県民税のあらまし

岩出市では、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現にむけ、いろいろな分野の仕事をしています。これらの仕事を進めていく上で必要な財源のひとつに市民税があります。

この冊子は、市民税と県の仕事の財源となる県民税について、そのあらましを解説したものです。

市県民税について、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

目 次

● 課税される人(納税義務者)	1
課税されない人	1
● 税額の計算方法	2
所得割の税率(総合課税分)	2
所得の種類	2
給与所得の求め方	3
公的年金等の雑所得の求め方	4
所得控除	4
調整控除(税額控除)	6
配当控除(税額控除)	7
住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)	8
寄附金税額控除	8
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除(税額控除)	9
● 土地・建物・株式等の譲渡所得(分離課税分)	9
所得割の税率(分離課税分)	9
● 市民税・県民税の計算例	10
● みんな知りたい!市民税・県民税Q&A	11

●課税される人(納税義務者)

(その年の1月1日現在で)	森 林 環境税 (国税)	均等割	所得割	紀の国 森づくり税 (県民税)
岩出市に住所がある人	○	○	○	○
岩出市に住所はないが、事 務所や家屋敷などがある人	×	○	×	○

※均等割：一定以上の所得のある人に広く均等に負担(定額)

※所得割：課税所得金額に応じた税額を負担

●課税されない人

森林環境税・均等割・ 所得割・紀の国森づ くり税のいずれも課 税されない人	①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ②障害者、未成年者(※)、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人 ※民法の成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度課税から、賦課期日(その年の1月1日)現在で18歳未満の人が未成年者となります。
森林環境税・均等割・ 紀の国森づくり税の いずれも課税されな い人	前年中の合計所得金額が、次による額以下の人 ・扶養親族等のない人⇒38万円 ・扶養親族等のある人⇒ 28万円×(扶養親族等の数+1)+26万8千円 ◇特別控除前の合計所得金額で判定します。
所得割が課税されな い人	前年中の総所得金額等の合計が、次による額以下の人 ・扶養親族等のない人⇒45万円 ・扶養親族等のある人⇒ 35万円×(扶養親族等の数+1)+42万円

(注) 表中の扶養親族等とは、同一生計配偶者及び扶養親族(16歳未満の扶養親族も含みます。)をいいます。

●税額の計算方法

森林環境税 (国 税)	1,000円
均等割額	・ 市民税(3,000円) ・ 県民税(1,500円) ※内500円は紀の国森づくり税
所得割額	(前年中の所得金額－所得控除額)×税率－税額控除額 (P.2～P.9参照)

●所得割の税率(総合課税分)

市民税(税率)	県民税(税率)
6 %	4 %

《計算方法》⇒市民税の算出所得割額＝課税総所得金額×6%
⇒県民税の算出所得割額＝課税総所得金額×4%

●所得の種類

利 子 所 得	公社債、預貯金の利子など	
配 当 所 得	株式や出資金の配当など	
不 動 産 所 得	地代、家賃、権利金など	
事 業 所 得	営業や農業などの事業から生じる所得	
給 与 所 得	給料、賃金、賞与など	
退 職 所 得	退職金、一時恩給など	
山 林 所 得	山林を売った場合に生じる所得	
譲 渡 所 得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	
一 時 所 得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期受取金など	
雑 所 得	公的年金等	国民年金、厚生年金など
	業 務	原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得
	その他	個人年金保険、互助年金、暗号資産取引など他の所得に当てはまらない所得

●給与所得の求め方

㉔又は㉕又は㉖が給与所得の金額です。

給与等の収入金額(円) ㉔	給与所得の金額		㉕
～ 650,999	0円		
651,000～1,899,999	㉔-650,000円		
1,900,000～3,599,999	㉔÷4 (千円未満の 端数切捨て)	㉖×2.8-80,000円	
3,600,000～6,599,999	㉖,000円	㉖×3.2-440,000円	
6,600,000～8,499,999	㉔×0.9-1,100,000円		
8,500,000～	㉔-1,950,000円		

所得金額調整控除がある場合

次の①・②に該当する場合は、それぞれの算式により計算します。

①給与等の収入金額が850万円を超え、以下の条件に当てはまる場合

- ・本人が特別障害者である
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する

給与等の収入金額	(最高1,000万円) _____円	㉔
㉔-850万円	_____円	㉕
所得金額調整控除額 (㉕×0.1)	_____円	㉖
差引金額 (㉔-㉖)	_____円	㉗

②給与所得と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

給与所得控除後の給与等の金額 (㉗の金額)	(最高10万円) _____円	㉘	
公的年金等の雑所得の金額	(最高10万円) _____円	㉙	
所得金額調整控除額 (㉘+㉙)-10万円)	_____円	㉚	
差引金額	㉗に金額がある場合 (㉗-㉚)	_____円	㉛
	上記以外の場合 (㉗-㉚)	_____円	

●公的年金等の雑所得の求め方

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 ^①	公的年金等にかかる雑所得の金額
昭和36年1月1日以前生まれの人 (65歳以上)	330万円以下	①－110万円
	330万円超410万円以下	(①×0.75)－27.5万円
	410万円超770万円以下	(①×0.85)－68.5万円
	770万円超1,000万円以下	(①×0.95)－145.5万円
	1,000万円超	①－195.5万円
昭和36年1月2日以後生まれの人 (65歳未満)	130万円以下	①－60万円
	130万円超410万円以下	(①×0.75)－27.5万円
	410万円超770万円以下	(①×0.85)－68.5万円
	770万円超1,000万円以下	(①×0.95)－145.5万円
	1,000万円超	①－195.5万円

* 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が、1,000万円を超える場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円を控除額から引き下げます。

●所得控除

種類	要件・控除額等	
雑損控除	前年中の災害などにより資産について損失を受けたとき	次のいずれか多い金額 ①(損失の金額－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	前年中に医療費を支払ったとき	支払った金額－保険金などで補てんされる金額－(総所得金額等の合計額の5%と10万円のいずれか少ない金額) (限度額200万円)
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制による控除)	前年中に一定の取組を行い、特定一般用医薬品等を購入したとき	支払った特定一般用医薬品等の購入の対価－保険金や損害賠償金で補てんされる金額－1万2千円 (限度額88,000円)
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険など)を支払ったとき	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法、確定拠出年金法制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払ったとき	支払った金額

種 類	要 件 ・ 控 除 額 等	
生命保険料控除	生命保険料控除額＝①から③で求めた額(限度額70,000円) ①：新契約に係るもの(平成24年1月1日以後に締結分) 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料	
	支払った保険料の額(A)	控 除 額
	12,000円以下	〈A〉の全額
	12,001円～ 32,000円	〈A〉×0.5+6,000円
	32,001円～ 56,000円	〈A〉×0.25+14,000円
	56,001円以上	一律 28,000円
	②：旧契約に係るもの(平成23年12月31日以前に締結分) 一般生命保険料、個人年金保険料	
	支払った保険料の額(A)	控 除 額
	15,000円以下	〈A〉の全額
	15,001円～ 40,000円	〈A〉×0.5+7,500円
40,001円～ 70,000円	〈A〉×0.25+17,500円	
70,001円以上	一律 35,000円	
③：一般生命保険料、個人年金保険料において新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、①と②の合計額(限度額28,000円)と②で計算した金額のいずれか大きい方の金額		
地震保険料控除	地震保険料控除額＝①+②(限度額25,000円) ①：地震保険契約に係るもの	
	支払った地震保険料の額(A)	控 除 額
	50,000円以下	〈A〉×0.5
	50,001円以上	一律 25,000円
	②：旧長期損害保険契約に係るもの	
	支払った旧長期損害保険料の額(A)	控 除 額
	5,000円以下	〈A〉の全額
	5,001円～ 15,000円	〈A〉×0.5+2,500円
	15,001円以上	一律 10,000円
	障害者控除	本人又はその同一生計配偶者や扶養親族が障害者であるとき
現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明の人で、次の①～③のいずれにも当てはまる人 ①合計所得金額が500万円以下である ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる ③本人と事実婚状態にある人(※)がいない		30万円
寡婦控除	上記の「ひとり親」に該当しない人で、次の①～③のいずれにも当てはまる人 ①合計所得金額が500万円以下である ②以下のいずれかに該当する ◇夫と死別後再婚していない人又は夫が生死不明の人 ◇夫と離別後再婚していない人で、扶養親族を有する人 ③本人と事実婚状態にある人(※)がいない	26万円

(※) 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人

種類	要件・控除額等				
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が85万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の勤労学生			26万円	
配偶者控除	生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が58万円以下の人(事業専従者を除く)	区分	控除額		
			納税義務者本人の合計所得金額		
		一般の配偶者	33万円	22万円	11万円
70歳以上の配偶者	38万円	26万円	13万円		
配偶者特別控除 (生計を一にする配偶者(事業専従者)を除く)	配偶者の合計所得金額		控除額		
			納税義務者本人の合計所得金額		
			~900万円	~950万円	~1,000万円
	58万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	
扶養控除	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下の人(配偶者・事業専従者を除く)				
	一人につき33万円(16歳未満除く)				
	ただし、				
	①19歳以上23歳未満の扶養親族の場合	……………	45万円		
②70歳以上の扶養親族の場合	……………	38万円			
③②に該当する同居老親等の扶養親族の場合	……………	45万円			
特定親族特別控除 (生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者・事業専従者を除く))	特定親族の合計所得金額		控除額		
	58万円超 95万円以下		45万円		
	95万円超 100万円以下		41万円		
	100万円超 105万円以下		31万円		
	105万円超 110万円以下		21万円		
	110万円超 115万円以下		11万円		
	115万円超 120万円以下		6万円		
120万円超 123万円以下		3万円			
基礎控除	納税義務者本人の合計所得金額		2,400万円以下		43万円
			2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
			2,450万円超 2,500万円以下	15万円	

上表の年齢は前年の12月31日現在

●調整控除(税額控除)

納税義務者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合で、

・合計課税所得金額(※1)が200万円以下の人

次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%)

①所得税と市県民税との人的控除(※2)額の差の合計額

②合計課税所得金額

・合計課税所得金額が200万円超の人

次の①から②を引いた金額の5% (市民税3%、県民税2%)

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円

①所得税と市県民税との人的控除額の差の合計額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※1「合計課税所得金額」…… 総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額に係る課税所得金額の合計額を指します。なお、長期譲渡所得等の申告分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

※2「人的控除」…………… 配偶者控除、扶養控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除、勤労学生控除、基礎控除等のことをいいます。

人的控除額の差一覧
(所得税の控除額－市県民税の控除額)

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税義務者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	控配偶者	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
寡婦控除		1万円		特定	18万円	同居 老親等	13万円
ひとり親控除	父	1万円					
	母	5万円					
勤労学生控除		1万円					

●配当控除(税額控除)

総合課税を選択した配当所得がある場合には、算出された所得割額から次の配当控除額が差し引かれます。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

○対象者

確定申告や年末調整で所得税から住宅ローン控除を控除しきれなかった人で、新築等の住宅に平成21年1月1日から令和7年12月31日の期間に入居された人

○控除額

次の①②のうち、いずれか少ない金額

①所得税が課税される所得金額の5% (最高97,500円)

ただし、平成26年4月1日から令和3年12月31日までに居住を開始し、住宅等を購入や建築した時の消費税率が8%又は10%の場合、令和4年中の居住で特例の延長等に該当する場合は7% (最高136,500円)

②所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった金額

区 分	市 民 税	県 民 税
住宅借入金等特別税額控除額	3 / 5	2 / 5

●寄附金税額控除

市県民税の算出された所得割額から税額控除されます。控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%が上限です。

寄附先	税額控除の計算
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社支部 ・ 都道府県、市区町村が条例で指定する寄附先 ・ ふるさと納税の指定対象外の都道府県、市区町村 	①(寄附金額－2,000円)×10% <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">基本分</div>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市区町村【ふるさと納税(東日本大震災に係る義援金等を含む)】 	上記の① <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">基本分</div> + ② <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特例分</div> ②(寄附金額－2,000円)×(90%－寄附者の所得税の限界税率(※1)×1.021) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特例分</div> ②の限度額＝寄附金税額控除前の所得割額の20%

(※1)市県民税の課税総所得金額から人的控除(P.7)の差を差し引いた金額に対する限界税率になりますので、生命保険料控除の差などは考慮されません。

●その他、税額控除には外国税額控除があります。

●配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除(税額控除)

区 分	市 民 税	県 民 税
配当割又は株式等譲渡所得割	3 / 5	2 / 5

※なお、控除しきれなかった配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額は還付(充当)されます。

●土地・建物・株式等の譲渡所得(分離課税分)

土地・建物・株式等の譲渡所得は、他の所得と分離して下記の税率で計算します。

なお、土地や建物等の不動産の譲渡所得については、所有していた期間によって課税のしくみが異なり、所有期間が売った年の1月1日現在で5年を超えていれば長期譲渡に、5年以下であれば短期譲渡になります。

☆税額の計算方法

$$\boxed{\text{譲渡の収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}} \times \text{税率}$$

▶課税譲渡所得金額

●所得割の税率(分離課税分)

	分離課税所得金額	市 民 税	県 民 税
課税短期譲渡所得 (9%適用分)	全 額	5.4%	3.6%
課税短期譲渡所得 (5%適用分)	全 額	3.0%	2.0%
課税長期譲渡所得 (一般譲渡分)	全 額	3.0%	2.0%
課税長期譲渡所得 (優良住宅地等譲渡分)	2,000万円以下	2.4%	1.6%
	2,000万円を 超える場合	3.0% - 12万円	2.0% - 8万円
課税長期譲渡所得 (所有期間10年超の 居住用財産譲渡分)	6,000万円以下	2.4%	1.6%
	6,000万円を 超える場合	3.0% - 36万円	2.0% - 24万円
株式等の譲渡所得	一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
	上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	全 額	3.0%	2.0%
先物取引の雑所得	全 額	3.0%	2.0%

●市民税・県民税の計算例

事例	《家族構成》 Aさん(43歳・自営業)：扶養親族は配偶者(所得なし)、 子供3人(17歳、14歳、10歳で全員所得なし)
	《前年の収支》 収入金額：5,650,000円 必要経費：2,227,000円 社会保険料：397,500円 一般生命保険料：180,000円 (旧契約)

(単位：円)

所得割の計算	所得金額 A	(収入金額) (必要経費) $5,650,000 - 2,227,000 = 3,423,000$
	所得控除額 B	社会保険料控除額 397,500
		生命保険料控除額 35,000
		配偶者控除額 330,000
		扶養控除額(33万円×1人) 330,000
		基礎控除額 430,000
		計 1,522,500
	課税所得金額 C (A-B)	$3,423,000 - 1,522,500 = 1,900,500$ 〈千円未満切捨て〉 1,900,000
	算出所得割額	市民税 D(C×税率) $1,900,000 \times 6\% = 114,000$ 県民税 E(C×税率) $1,900,000 \times 4\% = 76,000$
	調整控除 F	市民税分 G $150,000 \times 3\% = 4,500$ 県民税分 H $150,000 \times 2\% = 3,000$
均等割額 I	市民税 J 3,000 県民税 K(紀の国森づくり税500円を含む) 1,500	
森林環境税 L	国税 1,000	
市民税 M((D-G)+J) 県民税 N((E-H)+K)	$(114,000 - 4,500) + 3,000 = 112,500$ $(76,000 - 3,000) + 1,500 = 74,500$	
年税額(M+N+L)	$112,500 + 74,500 + 1,000 = \underline{188,000}$	

みんな知りたい! 市民税・県民税Q&A



問1：昨年亡くなった人の市県民税はどうなるの？

私の父は令和7年9月に亡くなりましたが、父の令和7年中の所得に対する市県民税はどうなるのでしょうか。

(答) 市県民税は、毎年1月1日現在で住所をおいていた市町村で課税されますので、令和8年1月1日以前に亡くなられた方に対しては令和8年度市県民税は課税されません。

問2：年の途中で引っ越した場合の市県民税の納付先は？

令和8年1月20日に岩出市から和歌山市へ引っ越しました。令和8年度の市県民税はどちらの市に納付するのでしょうか。

(答) 令和8年1月1日現在での住所は岩出市ですので、令和8年度の市県民税は岩出市に納付していただきます。(和歌山市では課税されません。)

問3：退職した翌年の市県民税は？

令和7年の9月に退職して現在無職ですが、令和8年度市県民税の納税通知書が送られてきました。これは市役所のまちがいではないでしょうか。

(答) 市県民税は、前年1年間(令和7年1月1日から令和7年12月31日)の所得に対して翌年6月から課税されますので、この課税はまちがいではありません。

問4：配偶者がアルバイトで働いている場合は？

私の配偶者はアルバイトをしていて、令和7年1月から令和7年12月までの収入が123万円(所得で58万円)でした。この場合、私の配偶者控除や、配偶者自身の税金はどうなるのでしょうか。

(答) 配偶者控除の要件は、前年中の配偶者の合計所得金額が58万円以下ですので、今回、配偶者控除を受けることができます。(※納税義務者本人の合計所得金額が、1,000万円を超える場合は、控除の適用はありません。)

また、配偶者ご自身の税金ですが、基礎控除以外に控除がない場合、所得税は収入で160万円、市県民税は収入で103万円を超えると課税されます。よって今回の場合は、所得税は課税されませんが、市県民税は課税されます。(詳しくはP.12上表参照)

配偶者控除等について

配偶者の前年中の年収	配偶者控除	配偶者特別控除
123万円以下	○	×
123万円超 201万円以下	×	○
201万円超		×

※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除の適用はありません。

配偶者自身の税金について

前年中の年収	市県民税	所得税
103万円以下	非課税	非課税
103万円超 160万円以下	課税	
160万円超		課税

※上の2つの表は、給与収入のみの場合で、万円単位で表示しています。

問5：市県民税の公的年金からの特別徴収とは何ですか？

私は70歳で老齢基礎年金をもらっていますが、納税通知書に記載している公的年金からの特別徴収とは、どういう制度なのでしょう。

(答) 令和8年4月1日現在の年齢が65歳以上の方で、公的年金を受給されていて、市県民税の納税義務のある方は、市県民税が公的年金から引き落とし(特別徴収)されます。年金の支払者(日本年金機構など)が年金から特別徴収し、市役所へ直接納めることにより、年金受給者のみなさまの納税の手間が省かれます。

年金からの特別徴収の例

・市県民税の年税額が初年度6万円、次年度5万7千円(年金所得のみ)の場合

初年度の納め方(初めて年金から引き落とされる方)

	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつを納付書(又は口座振替)で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

次年度以降の納め方(前年度から引き続き年金から引き落とされる方)

	年金から引き落とし (特別徴収)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	9千円	9千円	9千円
算出方法	前年度の年税額の1/6ずつ			本年度の年税額の残りの1/3ずつ		
	仮徴収			本徴収		

(仮徴収)4月・6月・8月は、前年度の年税額の2分の1に相当する額を3等分した税額を引き落とします。

(本徴収)10月・12月・2月は、本年度の年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

問6：公的年金からの特別徴収をやめることはできますか？

公的年金からの特別徴収ではなく、納付書で納付したいのですが、納付方法を選択することはできるのでしょうか。

(答) 地方税法の規定により、本人の希望で公的年金からの特別徴収をやめることはできません。ただし、年金の支給が停止された場合などは、普通徴収(ご自身が納付書又は口座振替で納付)に変更となります。

問7：市県民税の二重課税ではないですか？

65歳の私は給与所得と年金所得があります。市県民税は給与からの天引きになっているはずなのに、それとは別に市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書が届きました。二重課税ではないですか。

(答) 65歳以上の方の公的年金等に対する市県民税は、給与に対する市県民税と合わせて給与から特別徴収できません。したがって、給与分は給与から、年金分は年金から、それぞれ特別徴収され、二重課税ではありません。



65歳未満の公的年金等の受給者は、年金所得に係る市県民税額についても給与から特別徴収することができます。
また、公的年金等に対する市県民税の納付方法によって、納めていただく年税額が変わることはありません。

市民税・県民税Q&Aは、市ウェブサイトにも掲載しています。



令和8年度からの主な変更点について

※以下の改正は令和7年中(1月1日～12月31日)の収入に対して課税される、令和8年度の市県民税から適用されます。

■給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられました。

給与所得控除額

給与等の収入金額 ^①	改正後	改正前
1,625,000円以下	650,000円	550,000円
1,625,000円超～1,800,000円以下		$\text{①} \times 40\% - 100,000\text{円}$
1,800,000円超～1,900,000円以下		$\text{①} \times 30\% + 80,000\text{円}$

※給与等の収入金額190万円超の場合の改正はありません。

■特定親族特別控除の創設

対象者

以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者

- ・19歳以上23歳未満の親族(配偶者および青色事業専従者等を除く)
- ・合計所得金額が58万円超123万円以下
- ・控除対象扶養親族に該当しない

控除額

P.6「特定親族特別控除」参照

■各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

控除の種類	所得要件	
	改正後	改正前
障害者控除 (親族等が障害者の場合)	58万円以下	48万円以下
寡婦控除(離婚の場合)		
ひとり親控除		
配偶者控除		
扶養控除		
配偶者特別控除	58万円超～133万円以下	48万円超～133万円以下
勤労学生控除	85万円以下	75万円以下



税制改正についての詳細は、
市ウェブサイトをご覧ください。

